

新居浜市人事行政の運営等の状況について

目 次

第 1 職員の任免に関する状況

1 職員の任免状況	2
2 採用試験の実施状況	2

第 2 職員の給与及び職員数の状況

1 総括	3
2 職員の平均給与月額、初任給等の状況	4
3 一般行政職の級別職員数等の状況	5
4 職員の手当の状況	6
5 特別職の報酬等の状況	1 1
6 職員数の状況	1 1
7 職務の級及び職制上の段階ごとの職員数の状況	1 3
8 公営企業職員の状況	1 5

第 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間	2 7
2 休暇	2 7

第 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分	2 8
2 懲戒処分	2 8

第 5 職員の服務の状況

1 年次有給休暇の取得状況	2 8
2 育児休業等の取得状況	2 9

第 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況	2 9
2 勤務成績の評定の状況	2 9

第 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 福利厚生制度に係る負担状況	2 9
2 公務災害等の状況	3 0

第 8 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

第 9 職員の不利益処分に関する審査請求の状況

第 10 職員の苦情処理の状況

2
2
3
4
5
6
1 1
1 1
1 3
1 5
2 7
2 7
2 8
2 8
2 8
2 9
2 9
2 9
3 0
3 0
3 0

新居浜市人事行政の運営等の状況について

【令和7年度】

「地方公務員法」第58条の2及び「新居浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、新居浜市的人事行政の運営等の状況の概要について、公表します。なお、ご不明な点やご質問等がありましたら、新居浜市総務部人事課（電話 0897（65）1213）までお問い合わせください。

第1 職員の任免に関する状況

1 職員の任免状況

(単位：人)

区分	採用	定年	退職			自己都合その他
			60歳到達	早期	その他	
一般行政職	事務	21	3	4	4	13
	土木	2	—	—	2	2
	電気	—	—	—	—	—
	機械	—	—	—	—	—
	建築	1	—	—	—	—
	情報	—	—	—	—	—
保育士・幼稚園教諭	4	—	2	—	—	1
保健師	2	—	—	—	—	—
芸術員	—	—	—	—	—	—
消防職員	5	1	1	1	—	—
船員	1	—	—	—	—	1
調理員	—	2	—	—	—	—
社会福祉士	—	—	—	1	—	—
栄養士	—	—	1	—	—	—
作業療法士	—	—	—	—	—	—
計	36	6	8	8	—	17

(注) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの人数

2 採用試験の実施状況（令和6年度）

種類	区分	内容	職種等
採用試験	大学卒	«1次試験»	事務、土木、電気、建築、機械、化学、情報、保育士・幼稚園教諭、保健師、消防士、甲板員
	短大卒	筆記試験	
	高校卒	動画試験	
	障がい者	«2次試験»	
	職務経験者	作文	
	有資格者	個別面接	
	社会人卒		

第2 職員の給与及び職員数の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)5年度 の人件費率
6年度	11万2,724人	544億9,596万円	9億7,791万円	84億2,157万円	15.5%	14.4%

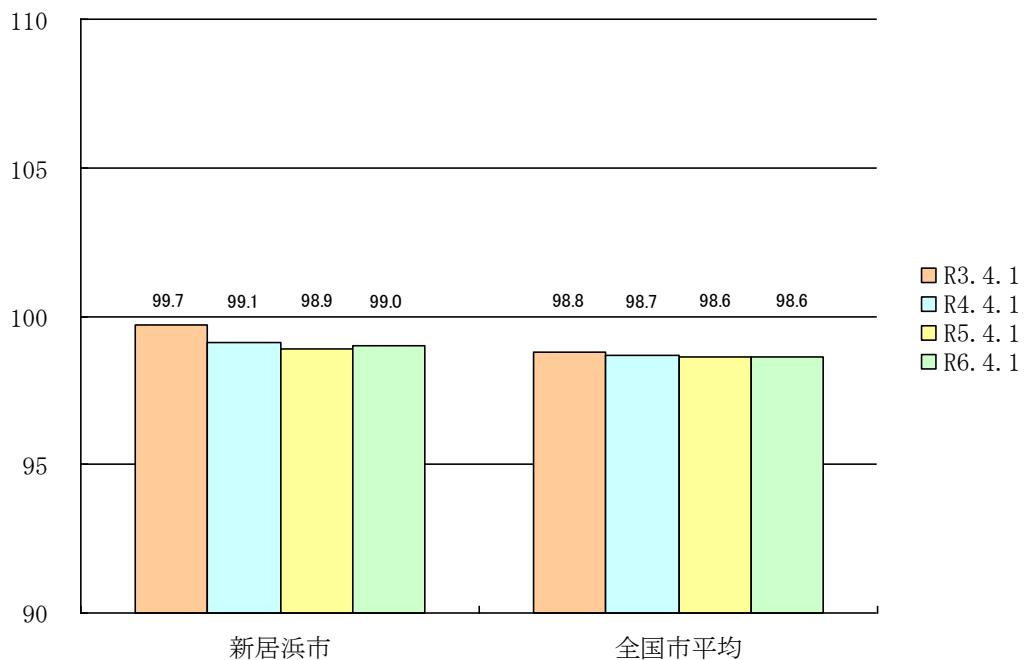
(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等が含まれています。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	762人	27億7,067万円	5億4,010万円	12億7,349万円	45億8,426万円	602万円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
- 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。
- 3 再任用職員、会計年度任用職員は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新居浜市	43.9歳	337,412円	400,055円
愛媛県	42.0歳	325,485円	411,533円
国	41.9歳	332,237円	414,480円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新居浜市	58.7歳	327,971円	337,528円
愛媛県	56.5歳	336,989円	367,590円
国	51.3歳	294,567円	337,907円

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		新居浜市	愛媛県	国
一般行政職	大学卒	220,000円	226,953円	220,000円
	高校卒	188,000円	195,667円	188,000円
技能労務職	高校卒	188,000円	186,814円	—
	中学卒	177,500円	—	—

(注) 人事院勧告に伴う一般職の国家公務員等の給与改定前の給料月額です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	281,208円	354,680円	390,450円	404,350円
	高校卒	256,400円	310,400円	367,850円	378,200円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

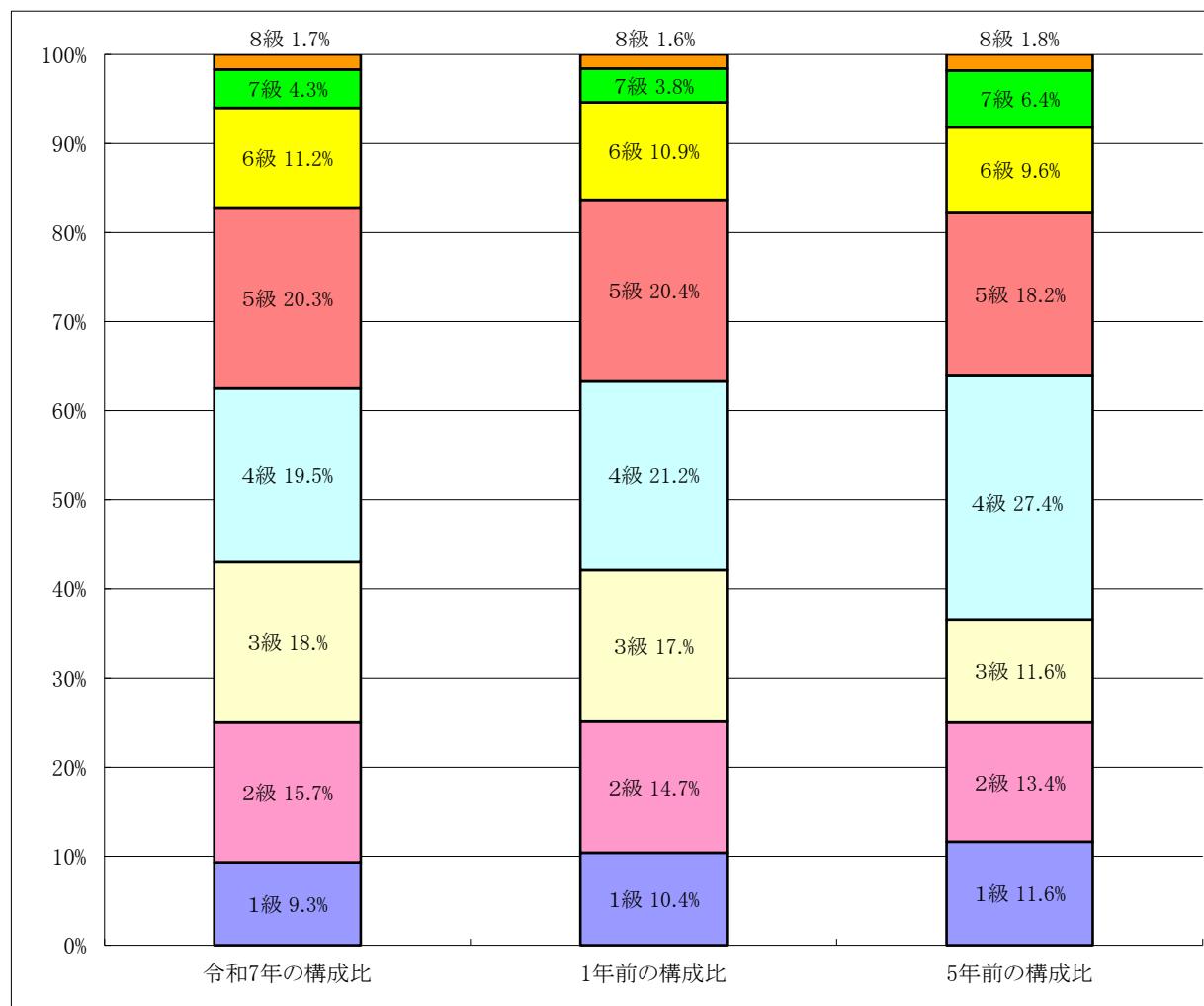
(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

3 一般行政職の級別職員数等の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	45人	9.3%	183,500円	258,100円
2級	上級主事	76人	15.7%	230,000円	308,500円
3級	主任	87人	18.0%	265,300円	354,700円
4級	係長、主査	94人	19.5%	298,800円	386,100円
5級	副課長	98人	20.3%	321,300円	398,200円
6級	課長、主幹、技幹	54人	11.2%	355,200円	415,700円
7級	次長	21人	4.3%	408,300円	450,900円
8級	部長	8人	1.7%	458,300円	488,500円
合 計		483人	100.0%		

(注) 1 新居浜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

新居浜市	愛媛県	国
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 160万8千円	1人当たり平均支給額 (令和6年度) 160万9千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4月分) (1.0月分)	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4月分) (1.0月分)	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4月分) (1.0月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

新居浜市			国		
(支給率)	自己都合	早期・定年	(支給率)	自己都合	早期・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	なし	あり*	その他の加算措置	なし	あり*
*定年前早期退職特別措置(2~45%加算)			*定年前早期退職特別措置(2~45%加算)		
1人当たり平均支給額	228万3千円	2,218万3千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		69万0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		69万0千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20%	1人	20%

(注) 地域手当とは、民間における賃金・物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員に支給される手当です。(平成18年4月1日より、従来の調整手当が地域手当に改変され、支給率等も変更されています。)

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	3,126万8千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	8万5千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	41.7%		
手当の種類（手当数）	22		
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
滞納整理手当（甲）	差押物件の引揚げに従事した職員	6千円	1件 920円
〃（乙）	市税その他の歳入、国民健康保険料及び介護保険料の滞納整理事務のため2時間以上外出勤務した職員	17万5千円	日額 370円
生活保護業務手当	生活保護に関する業務に従事した職員	149万8千円	日額 380円
福祉施設勤務手当（甲）	慈光園に勤務する職員（以下「福祉施設勤務職員」という。）で、入所者の養護業務に従事し、かつ、正規の勤務時間が午後8時から翌日午前5時までの間の全部を含む勤務であるもの	0千円	1勤務 2,500円
〃（乙）	福祉施設勤務職員で、入所者の養護業務に従事し、かつ、正規の勤務時間が午後8時から翌日午前5時までの間の一部を含む勤務であるもの	0千円	1勤務 800円
〃（丙）	福祉施設勤務職員で、入所者の養護業務に従事したもの	0千円	1勤務 170円
死亡人処理手当	独居人、行旅死亡人等の死体処理に従事した職員	75万6千円	1件 12,000円
防疫作業手当	感染症の予防、感染症患者の収容等の作業に従事した職員	0千円	日額 980円
火葬業務手当（甲）	火葬業務に従事した職員（斎場に勤務する職員を除く。）	0千円	1体 3,000円
〃（乙）	斎場に勤務する職員で、火葬、葬儀等の業務に従事したもの	0千円	日額 750円
犬ねこ等死体処理手当	犬ねこ等の死体処理に従事した職員	8千円	1体 500円
清掃施設勤務手当（甲）	衛生センターに勤務する職員で、施設の機器若しくは設備の点検、整備、清掃等又はし尿の処理等の作業に従事したもの	0千円	日額 820円
〃（乙）	清掃センター及び最終処分場に勤務する職員で、施設の機器若しくは設備の点検、整備、清掃等又は廃棄物の処理等の作業に従事したもの	63万2千円	日額 720円
用地交渉業務手当	用地の取得、補償等の交渉業務のため外出勤務した職員	4万9千円	日額 180円

手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
乗船手当（甲）	渡海船の船長として乗船勤務した職員	9万0千円	1勤務 260円
〃（乙）	渡海船の機関長として乗船勤務した職員	13万1千円	1勤務 220円
災害出動手当（甲）	勤務時間外において災害のため現場出動をした職員	41万0千円	1時間 2,730円
〃（乙）	勤務時間外において甲以外の災害出動をした職員	357万2千円	1時間 2,130円
死亡人処理手当 (技能労務職)	独居人、行旅死亡人等の死体処理に従事した職員	0千円	1件 12,000円
防疫作業手当 (技能労務職)	感染症の予防、感染症患者の収容等の作業に従事した職員	0千円	日額 980円
乗船手当 (技能労務職)	渡海船の甲板員として乗船勤務した職員	3万円	1勤務 160円
災害出動手当（甲） (技能労務職)	勤務時間外において災害のため現場出動をした職員	0千円	1時間 2,730円
〃（乙） (技能労務職)	勤務時間外において甲以外の災害出動をした職員	0千円	1時間 2,130円
犬ねこ等死体処理手当 (技能労務職)	犬ねこ等の死体処理に従事した職員	0千円	1体 500円
消防業務手当	連続して8時間消防業務に従事した職員	1,443万8千円	1回 430円
災害出場手当	消火又は救助活動に従事した職員	140万3千円	1回 500円
救急業務手当	傷病者の搬送業務に従事した職員	806万7千円	1回 410円
高所作業手当	高所作業（訓練を除く。）に従事した職員	4千円	1回 460円
潜水作業手当	潜水作業（訓練を除く。）に従事した職員	0円	1回 5,000円
災害応急対策派遣手当	災害が発生した本市の区域外の地域に派遣され、市長が著しく危険であると認める区域において災害応急対策の活動に従事した職員	—	日額 2,160円

（5）時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	1億4,794万5千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	23万5千円
支給実績（令和5年度決算）	1億5,242万7千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	24万0千円

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同、異なる内容	支 給 実 績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	子 11,500円 ・特定扶養加算（16歳～22歳）5,000円 配偶者 3,000円 父母等1人につき6,500円（部長級3,500円）	同じ	8,057万4千円	252,585円
住居手当	家賃額12,000円を超える借家居住者に対し、家賃額に応じて支給 支給限度額 27,000円	異なる 国 家賃額16,000円を超える借家居住者に対し、家賃額に応じて支給 支給限度額 28,000円	4,941万5千円	305,033円
通勤手当	交通機関利用者（JR、バス等利用者） 支給単位期間（最長6か月間）の通勤に要する運賃等の額により支給 支給限度額（月額） 150,000円 交通用具利用者（自動車、バイク等利用者） 通勤距離（片道）により支給 2km以上～5km未満 2,500円 5km以上～10km未満 4,200円 10km以上～15km未満 7,300円 15km以上～20km未満 10,400円 20km以上～25km未満 13,500円 25km以上～30km未満 16,600円 30km以上～35km未満 19,700円 35km以上～40km未満 22,800円 40km以上～45km未満 25,900円 45km以上～50km未満 29,100円 50km以上～55km未満 32,300円 55km以上～60km未満 35,500円 60km以上 38,700円	異なる 国 交通用具利用者 2km以上～ 5km未満 2,000円	2,610万4千円	46,201円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 部長級 88,000円 次長級 66,000円 課長級 57,000円 主幹・技幹級 47,000円 副課長級 39,500円	同じ (ただし、職名と支給額の設定は異なる。)	1億4,602万4千円	586,442円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同、異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
管理職特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要により週休日又は休日に勤務した場合等に支給 役職に応じて6,000円～12,000円／1回の額	同じ	242万4千円	173,164円
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は週休日等に宿直又は日直を行った場合に支給 4,700円／1回	同じ	0千円	0円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務時間1時間につき、1時間当たりの支給額に100分の135を乗じた額	同じ	4,412万3千円	469,393円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 勤務時間1時間につき、1時間当たりの時間外勤務手当の割増率に100分の25を加算して乗じた額	同じ	934万2千円	100,451円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、異動等の直前の住居から異動等の直後の公署に通勤することが距離等を考慮して困難であると認められ、単身で生活することを常況とする職員に支給 30,000円に交通距離に応じた額を加算 加算額 100km以上～300km未満 8,000円 300km以上～500km未満 16,000円 500km以上～700km未満 24,000円 700km以上～900km未満 32,000円 900km以上～1,100km未満 40,000円 (以下省略)	同じ	36万0千円	360,000円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給 給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額	同じ (ただし、支給割合の設定は異なる。)	86万5千円	288,186円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料月額又は報酬月額	令和6年度期末手当支給割合
市長		956,000円	
副市長（統括）		780,000円	
副市長（特命）		683,000円	
議長		572,000円	3.45月分
副議長		518,000円	
議員		482,000円	
退職手当	市長	956,000円 × 在職月数 48月 × 35 / 100 = 1,606万800円（任期ごと）	
	副市長（統括）	780,000円 × 在職月数 48月 × 25 / 100 = 936万円（任期ごと）	
	副市長（特命）	683,000円 × 在職月数 48月 × 25 / 100 = 819万6,000円（任期ごと）	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、
1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

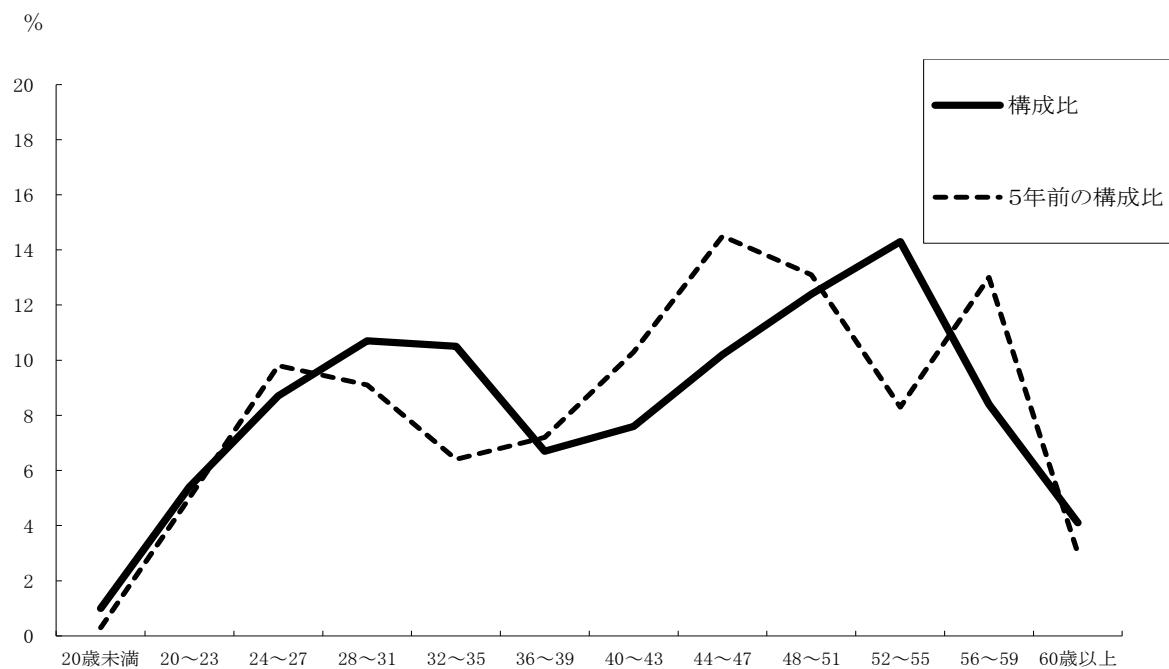
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
部門	令和6年	令和7年			
普通会計部	議会	8	8		
	総務	171	163	△8	政策推進室・支所の廃止など
	税務	52	52		
	行政	152	159	7	学校調理員の保育園調理員への異動など
	一般	56	53	△3	課の統合による減
	衛生	2	2		
	労働	農水	24		
	農工	16	17	1	営業推進監の設置
	土木	87	86	△1	業務量の見直しによる減
	計	568	564	△4	
部門	教育部門	77	61	△16	小学校調理場の廃止に伴う調理員の減
	消防部門	150	153	3	消防体制の強化に伴う採用者増
	小計	795	778	△17	
公営会計事業部など	水道	30	30		
	交通	7	6	△1	退職不補充
	下水道	25	24	△1	業務量の見直しによる減
	その他	58	57	△1	業務量の見直しによる減
	小計	120	117	△3	
合計		915 [986]	895 [986]	△20 [0]	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	9人	48人	78人	96人	94人	60人	68人	91人	111人	128人	75人	37人	895人
割合	1.0%	5.4%	8.7%	10.7%	10.5%	6.7%	7.6%	10.2%	12.4%	14.3%	8.4%	4.1%	100.0%

(3) 職員数の推移

部門別	年度別							過去5年間の増減数(率)
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年		
一般行政	572	574	581	570	568	564	△8	(△1.3%)
教育	93	92	73	73	77	61	△32	(△34.4%)
消防	137	140	144	150	150	153	16	(11.6%)
普通会計	802	806	798	793	795	778	△24	(△2.9%)
公営企業等会計	127	125	122	120	120	117	△10	(△7.8%)
総合計	929	931	920	913	915	895	△34	(△3.6%)

7 職務の級及び職制上の段階ごとの職員数の状況（令和7年4月1日現在）

(1) 行政職給料表

職務 の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	125	14.2	主事	100	125	14.2	主事級
				甲板員	1			
2級	高度の知識又は経験を 必要とする業務を行う職務	145	16.5	保健師	2	145	16.5	上級主事級
				保育士	21			
3級	主任の職務	155	17.6	栄養士	1	155	17.6	主任級
				計	125			
4級	係長又は主査の職務	198	22.5	主事	94	198	22.5	係長級
				船長	2			
5級	副課長の職務	136	15.4	保健師	11	136	15.4	副課長級
				保育士	17			
				専門員	19			
				館長	1			
				栄養士	1			
				計	145			
				主任	151	155	17.6	主任級
				副主査	4			
				計	155			
				係長	110	198	22.5	係長級
				担当係長	9			
				船長	2			
				主査	66			
				機関長	1			
				園長	1			
				専門係長	9			
				計	198			
				副課長	112	136	15.4	副課長級
				副所長	3			
				副室長	2			
				副館長	3			
				事務局次長	4			
				園長	7			
				副場長	1			
				所長	1			
				場長	1			
				班長	1			
				館長	1			
				計	136			

6級	課長の職務	81	9.2	課長	40	81	9.2	課長級
				所長	2			
7級	次長の職務	31	3.5	館長	1	31	3.5	次長級
				園長	2			
8級	部長の職務	10	1.1	室長	1	10	1.1	部長級
				参事	3			
—	合計	881	100	主幹	25	—	—	—
				技幹	7			
				計	81			
7級	次長の職務	31	3.5	総括次長	9	31	3.5	次長級
				次長	10			
8級	部長の職務	10	1.1	事務局長	3	10	1.1	部長級
				会計管理者	1			
—	合計	881	100	署長	2	—	—	—
				技術監	1			
—	合計	881	100	分署長	1	—	—	—
				危機管理監	1			
—	合計	881	100	局長	3	—	—	—
				計	31			

(2) 技能労務職給料表

職務 の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	用務員又は調理員の職務	0	0		0	0	0	
				計	0			
2級	相当の技能又は経験を必要 とする業務を行う用務員又 は調理員の職務	1	14.3	専門員	1	1	14.3	技能労務職
				計	1			
3級	高度の技能又は経験を必要 とする業務を行う用務員又 は調理員の職務	0	0		0	0	0	
				計	0			
4級	特に高度の技能又は経験を 必要とする業務を行う用務 員又は調理員の職務	6	85.7	調理員	6	6	85.7	
				計	6			
—	合計	7	100	—	—	—	—	—

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

ア 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B／A	(参考)5年度の 総費用に占める 職員給与費比率
6年度	16億4,514万9千円	4億9,226万8千円	2億6,585万6千円	16.1%	14.0%

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給 与費 B／A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	31人	1億1,823万2千円	1,648万7千円	5,084万7千円	1億8,556万5千円	598万6千円

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。
 3 再任用短時間職員、会計年度任用職員は含まれていません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
新居浜市水道事業	45.1歳	340,447円	505,628円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当

新居浜市水道事業	新居浜市（企業職員を除く）
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 164万1千円	1人当たり平均支給額 (令和6年度) 160万8千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月 (1.4月分) (1.0月分)	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月 (1.4月分) (1.0月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当（令和7年4月1日現在）

新居浜市水道事業			新居浜市（企業職員除く）		
(支給率)	自己都合	早期・定年	(支給率)	自己都合	早期・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	なし	あり※	その他の加算措置	なし	あり※
※定年前早期退職特別措置 (2%～45%加算)			※定年前早期退職特別措置 (2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	支給なし		1人当たり平均支給額	228万3千円	2,218万3千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			支給なし
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			支給なし
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20%	0人	20%

④ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	49万5千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	2万8千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	58.1%		
手当の種類（手当数）	5		
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業手当	受水槽検査業務等の特殊現場作業に従事した職員	44万6千円	日額 450円
緊急出動手当	勤務時間外に緊急業務のため呼び出しを受け出動した職員	4万9千円	1回 2,000円 又は1,000円 (勤務開始時間による)
停水処分手当	停水処分に従事した職員	0千円	1件 730円
滞納整理手当	水道料金等の滞納整理事務のため2時間以上外出勤務した職員	0千円	日額 370円
用地交渉業務手当	用地の取得、補償等の交渉業務のため外出勤務した職員	0千円	日額 180円

⑤時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	762万1千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	47万7千円
支給実績（令和5年度決算）	574万4千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	33万8千円

⑥その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同、異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	子 11,500円 ・特定扶養加算（16歳～22歳）5,000円 配偶者 3,000円 父母等1人につき6,500円（局長級3,500円）	同じ	270万1千円	225,111円
住居手当	家賃額12,000円を超える借家居住者に 対し、家賃額に応じて支給 支給限度額 27,000円	異なる 国 家賃額16,000円を 超える借家居住者 に対し、家賃額に応 じて支給 支給限度額 28,000円	90万6千円	226,500円
通勤手当	交通機関利用者（JR、バス等利用者） 支給単位期間（最長6か月間）の通勤に 要する運賃等の額により支給 支給限度額（月額） 150,000円 交通用具利用者（自動車、バイク等利用者） 通勤距離（片道）により支給 2km以上～5km未満 2,500円 5km以上～10km未満 4,200円 10km以上～15km未満 7,300円 15km以上～20km未満 10,400円 20km以上～25km未満 13,500円 25km以上～30km未満 16,600円 30km以上～35km未満 19,700円 35km以上～40km未満 22,800円 40km以上～45km未満 25,900円 45km以上～50km未満 29,100円 50km以上～55km未満 32,300円 55km以上～60km未満 35,500円 60km以上 38,700円	異なる 国 交通用具利用者 2km以上～ 5km未満 2,000円	88万0千円	43,980円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同、異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 部長級 88,000円 次長級 66,000円 課長級 57,000円 主幹・技幹級 47,000円 副課長級 39,500円	同じ (ただし、職名と支給額の設定は異なる。)	641万4千円	583,091円
管理職特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要により週休日又は休日に勤務した場合等に支給 役職に応じて6,000円～12,000円／1回の額	同じ	4万2千円	14,000円
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は週休日等に宿直又は日直を行った場合に支給 4,700円／1回	同じ	0千円	0円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務時間1時間につき、1時間当たりの支給額に100分の135を乗じた額	同じ	0千円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 勤務時間1時間につき、1時間当たりの時間外勤務手当の割増率に100分の25を加算して乗じた額	同じ	0千円	0円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、異動等の直前の住居から異動等の直後の公署に通勤することが距離等を考慮して困難であると認められ、単身で生活することを常況とする職員に支給 30,000円に交通距離に応じた額を加算 加算額 100km以上～300km未満 8,000円 300km以上～500km未満 16,000円 500km以上～700km未満 24,000円 700km以上～900km未満 32,000円 900km以上～1,100km未満 40,000円 (以下省略)	同じ	0千円	0円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給 給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額	同じ (ただし、支給割合の設定は異なる。)	0千円	0円

(2) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考)5年度の 総費用に占める 職員給与費比率
6年度	1億8,475万9千円	6,345万9千円	3,028万2千円	16.3%	18.4%

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給 与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	4人	1,519万0千円	197万9千円	573万7千円	2,290万6千円	572万7千円

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。
 3 再任用短時間職員、会計年度任用職員は含まれていません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
新居浜市工業用水道事業	40.5歳	335,800円	477,192円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当

新居浜市工業用水道事業	新居浜市（企業職員を除く）
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 143万5千円	1人当たり平均支給額 (令和6年度) 160万8千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月 (1.4月分) (1.0月分)	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月 (1.4月分) (1.0月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

②退職手当（令和7年4月1日現在）

新居浜市工業用水道事業	新居浜市（企業職員除く）
水道事業における記載内容と同じ	水道事業における記載内容と同じ

③地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			支給なし
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			支給なし
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20%	0人	20%

④特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	8千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	8千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	100.0%		
手当の種類（手当数）	5		
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業手当	受水槽検査業務等の特殊現場作業に従事した職員	8千円	日額 450円
緊急出動手当	勤務時間外に緊急業務のため呼び出しを受け出動した職員	0千円	1回 2,000円 又は1,000円 (勤務開始時間による)
停水処分手当	停水処分に従事した職員	0千円	1件 730円
滞納整理手当	水道料金等の滞納整理事務のため2時間以上外出勤務した職員	0千円	日額 370円
用地交渉業務手当	用地の取得、補償等の交渉業務のため外出勤務した職員	0千円	日額 180円

⑤時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	8万0千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	4万0千円
支給実績（令和5年度決算）	5万3千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	2万6千円

⑥その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同、異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	子 11,500円 ・特定扶養加算（16歳～22歳）5,000円 配偶者 3,000円 父母等1人につき6,500円（局長級3,500円）	同じ	35万9千円	179,438円
住居手当	家賃額12,000円を超える借家居住者に 対し、家賃額に応じて支給 支給限度額 27,000円	異なる 国 家賃額16,000円を 超える借家居住者 に対し、家賃額に応 じて支給 支給限度額 28,000円	32万4千円	324,000円
通勤手当	交通機関利用者（JR、バス等利用者） 支給単位期間（最長6か月間）の通勤に 要する運賃等の額により支給 支給限度額（月額） 150,000円 交通用具利用者（自動車、バイク等利用者） 通勤距離（片道）により支給 2km以上～5km未満 2,500円 5km以上～10km未満 4,200円 10km以上～15km未満 7,300円 15km以上～20km未満 10,400円 20km以上～25km未満 13,500円 25km以上～30km未満 16,600円 30km以上～35km未満 19,700円 35km以上～40km未満 22,800円 40km以上～45km未満 25,900円 45km以上～50km未満 29,100円 50km以上～55km未満 32,300円 55km以上～60km未満 35,500円 60km以上 38,700円	異なる 国 交通用具利用者 2km以上～ 5km未満 2,000円	14万0千円	46,733円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 部長級 88,000円 次長級 66,000円 課長級 57,000円 主幹・技幹級 47,000円 副課長級 39,500円	同じ (ただし、職名と 支給額の設定は異 なる。)	106万9千円	534,563円
管理職特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時 又は緊急の必要により週休日又は休日 に勤務した場合等に支給 役職に応じて6,000円～12,000円/1回 の額	同じ	0千円	0円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同、異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は週休日等に宿直又は日直を行った場合に支給 4,700円/1回	同じ	0千円	0円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務時間1時間につき、1時間当たりの支給額に100分の135を乗じた額	同じ	0千円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 勤務時間1時間につき、1時間当たりの時間外勤務手当の割増率に100分の25を加算して乗じた額	同じ	0千円	0円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、異動等の直前の住居から異動等の直後の公署に通勤することが距離等を考慮して困難であると認められ、単身で生活することを常況とする職員に支給 30,000円に交通距離に応じた額を加算 加算額 100km以上～300km未満 8,000円 300km以上～500km未満 16,000円 500km以上～700km未満 24,000円 700km以上～900km未満 32,000円 900km以上～1,100km未満 40,000円 (以下省略)	同じ	0千円	0円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給 給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額	同じ (ただし、支給割合の設定は異なる。)	0千円	0円

(3) 公共下水道事業

ア 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考)5年度の 総費用に占める 職員給与費比率
6年度	37億7,132万3千円	1億5,888万2千円	1億7,538万9千円	4.6%	4.7%

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給 与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	25人	9,287万0千円	1,412万7千円	3,870万3千円	1億4,569万8千円	582万8千円

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。
 3 再任用短時間職員、会計年度任用職員は含まれていません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
新居浜市公共下水道事業	42.2歳	324,908円	485,659円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当

新居浜市公共下水道事業	新居浜市（企業職員を除く）
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 154万9千円	1人当たり平均支給額 (令和6年度) 160万8千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月 (1.4月分) (1.0月分)	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月 (1.4月分) (1.0月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

②退職手当（令和7年4月1日現在）

新居浜市公共下水道事業	新居浜市（企業職員除く）
水道事業における記載内容と同じ	水道事業における記載内容と同じ

③地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			支給なし
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			支給なし
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20%	0人	20%

④特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	1千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	1千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	4.0%		
手当の種類（手当数）	2		
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
滞納整理手当	差押物件の引揚げに従事した職員	0千円	1件 920円
特殊現場作業手当	受水槽検査業務等の特殊現場作業 に従事した職員	1千円	日額 450円

⑤時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	563万2千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	28万2千円
支給実績（令和5年度決算）	647万6千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	34万1千円

⑥その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同、異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	子 11,500円 ・特定扶養加算（16歳～22歳）5,000円 配偶者 3,000円 父母等1人につき6,500円（局長級3,500円）	同じ	280万0千円	233,301円
住居手当	家賃額12,000円を超える借家居住者に 対し、家賃額に応じて支給 支給限度額 27,000円	異なる 国 家賃額16,000円を 超える借家居住者 に対し、家賃額に応 じて支給 支給限度額 28,000円	130万4千円	217,250円
通勤手当	交通機関利用者（JR、バス等利用者） 支給単位期間（最長6か月間）の通勤に 要する運賃等の額により支給 支給限度額（月額） 150,000円 交通用具利用者（自動車、バイク等利用者） 通勤距離（片道）により支給 2km以上～5km未満 2,500円 5km以上～10km未満 4,200円 10km以上～15km未満 7,300円 15km以上～20km未満 10,400円 20km以上～25km未満 13,500円 25km以上～30km未満 16,600円 30km以上～35km未満 19,700円 35km以上～40km未満 22,800円 40km以上～45km未満 25,900円 45km以上～50km未満 29,100円 50km以上～55km未満 32,300円 55km以上～60km未満 35,500円 60km以上 38,700円	異なる 国 交通用具利用者 2km以上～ 5km未満 2,000円	70万5千円	44,056円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 部長級 88,000円 次長級 66,000円 課長級 57,000円 主幹・技幹級 47,000円 副課長級 39,500円	同じ (ただし、職名と 支給額の設定は異 なる。)	305万4千円	509,000円
管理職特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時 又は緊急の必要により週休日又は休日 に勤務した場合等に支給 役職に応じて6,000円～12,000円/1回 の額	同じ	0千円	0円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同、異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は週休日等に宿直又は日直を行った場合に支給 4,700円/1回	同じ	0千円	0円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務時間1時間につき、1時間当たりの支給額に100分の135を乗じた額	同じ	0千円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 勤務時間1時間につき、1時間当たりの時間外勤務手当の割増率に100分の25を加算して乗じた額	同じ	0千円	0円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、異動等の直前の住居から異動等の直後の公署に通勤することが距離等を考慮して困難であると認められ、単身で生活することを常況とする職員に支給 30,000円に交通距離に応じた額を加算 加算額 100km以上～300km未満 8,000円 300km以上～500km未満 16,000円 500km以上～700km未満 24,000円 700km以上～900km未満 32,000円 900km以上～1,100km未満 40,000円 (以下省略)	同じ	0千円	0円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給 給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額	同じ (ただし、支給割合の設定は異なる。)	0千円	0円

第3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	1時間	土・日曜日

(注) 勤務課所によっては、始業、終業、週休日等が異なる場合があります。

2 休暇

種類	休暇の概要、取得要件等	取得可能日数等
有給休暇	年次有給休暇 一の年ごとにおける休暇	1年につき20日（前年の繰越日数の上限20日のため最高40日）
	病気休暇 負傷又は疾病のため医師の診断により療養する必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> 公務災害、通勤災害の場合は3年を超えない範囲で必要と認められる期間 結核性疾患については1年、その他の負傷又は疾病については、90日を超えない範囲で必要と認められる期間
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により、職員が勤務しないことが相当である場合 [主な休暇] 公民権の行使、産前休暇、産後休暇、忌引、結婚休暇、ボランティア休暇など	公民権の行使 必要と認められる期間 産前休暇 8週間以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合に出産の日まで 産後休暇 出産後8週間 忌引 父母の場合7日など 結婚休暇 連続する7日
無給休暇	介護休暇 負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内

第4 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分（令和6年度）

処 分 事 由	降 任	免 職	休 職	降 紹	合 計
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—	0
心身の故障の場合	—	1	4 2	—	4 3
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	0
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	0
失職した場合	—	—	—	—	0
合 計	0	1	4 2	0	4 3

(注) 1 地方公務員法に基づき分限処分に付された者の状況を示しています。

2 2以上の理由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

2 懲戒処分（令和6年度）

処 分 事 由	戒 告	減 紹	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合	—	—	—	—	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	—	—	—	—	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	1	—	—	1
部下職員の懲戒処分について管理責任者としての適正を欠いていた場合	—	—	—	—	0
合 計	0	1	0	0	1

(注) 1 地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況を示しています。

2 2以上の理由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

第5 職員の服務の状況

1 年次有給休暇の取得状況（令和6年1月～令和6年12月）

	平均取得日数	平均取得率
令和6年取得状況	14.1日	35.3%

2 育児休業等の取得状況（令和6年4月～令和7年3月）

(1) 育児休業の取得状況

区分	男性	女性
新たに取得した者	9人	13人
前年度から引き続き取得した者	3人	30人

(2) 介護休暇の取得状況

	男性	女性
介護休暇取得者	0人	0人

第6 職員の研修及び人事評価の状況

1 研修の状況

基本研修	新規採用職員研修、1年経過職員研修、6年経過職員研修、主任昇任者研修、主査昇任者研修、係長昇任者研修、副課長昇任者研修、課長・主幹・技幹昇任者研修
特別研修	オンライン研修、会計年度任用職員研修 ほか
人権研修	人権・同和教育主担者養成研修、人権・同和教育職場研修 ほか
派遣研修	愛媛県研修所 ほか

2 人事評価の状況

全職員を対象に、令和6年4月1日から令和6年9月30日まで、令和6年10月1日から令和7年3月31日までのそれぞれの期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、被評価者の上位の職位となる副課長級以上の職員が1次評価者として、1次評価者の上位の職位となる管理職職員が2次評価者として、職務において顕在化した職員の職務行動を評価します。評価結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

第7 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 福利厚生制度に係る負担状況（令和6年度）

共済組合への負担金 愛媛県市町村職員共済組合	11億6,394万7千円
〃 公立学校共済組合愛媛支部	2,689万9千円
愛媛県市町村職員互助会への負担金	963万6千円
新居浜市職員互助会への負担金	820万1千円

2 公務災害等の状況

(1) 公務災害の状況（令和6年度）

令和5年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数	公務外 件数	取下件数	令和6年度末現在 未処理件数
0件	5件	5件	0件	0件	0件

(2) 通勤災害の状況（令和6年度）

令和5年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数	公務外 件数	取下件数	令和6年度末現在 未処理件数
0件	1件	1件	0件	0件	0件

第8 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

令和6年度における公平委員会への措置要求の状況

令和5年度末 の係属件数	令和6年度中の 要求件数	令和6年度中の 終結件数	令和7年度への 繰越件数
0件	1件	1件	0件

（注）職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができます。

第9 職員の不利益処分に関する審査請求の状況

令和6年度における公平委員会への審査請求の状況

令和5年度末 の係属件数	令和6年度中の 審査請求件数	令和6年度中の 終結件数	令和7年度への 繰越件数
0件	0件	0件	0件

（注）職員は、懲戒その他その意に反して不利益な処分を受けた場合に、公平委員会に対して、審査請求を行うことができます。

第10 職員の苦情処理の状況

令和6年度における公平委員会の苦情処理の状況

令和5年度末 の係属件数	令和6年度中の 相談件数	令和6年度中の 終結件数	令和7年度への 繰越件数
0件	1件	0件	1件

（注）職員は、勤務条件その他の人事管理に関する苦情及び相談を、公平委員会に対してすることができます。